

新たに農業を始めたい(1)

新規就農者育成総合対策の1(経営発展支援事業)(国・県)

担当課

農業振興課園芸畜産係 TEL 72-8238

本事業の役割

令和4年度又は令和5年度中に農業経営を開始する49歳以下の認定新規就農者であって、県から支援を受ける方に対し、就農後の経営発展のために機械・施設を導入する場合の事業費を補助するもの。

補助率などは？

補助率 : 県支援分の2倍を国が支援(国の補助上限1/2)

例 : 国1/2、県1/4、本人1/4

支援額 : 補助対象事業費の上限 1,000万円

※「経営開始資金」の交付対象者は、補助対象事業費の上限 500万円

対象経費 : 機械(軽トラックは除く)・施設、家畜導入、果樹・茶の新種・改植、機械等リース料等

※初期投資的な経費が対象。本人負担分について融資を受けていることが必要です。

手続はどうするの？

- (1) 担当課へ相談
- (2) 計画書の提出
- (3) 申請書の提出
- (4) 助成金の交付